

実用新案法

1961.12.31 法律第 952 号
1963. 3. 5 法律第 1294 号
1973. 2. 8 法律第 2508 号
1973.12.31 法律第 2661 号
1976.12.31 法律第 2957 号
1980.12.31 法律第 3328 号
1982.11.29 法律第 3567 号
1986.12.31 法律第 3893 号
1990. 1.13 法律第 4209 号
[全文改正]
1993. 3. 6 法律第 4541 号
(政府組織法中改正法律)
1993.12.10 法律第 4596 号
1995. 1. 5 法律第 4893 号
1995.12.29 法律第 5081 号
1997. 4.10 法律第 5330 号
1998. 9.23 法律第 5577 号
2001. 2. 3 法律第 6412 号
2002. 1.26 法律第 6626 号
2002.12.11 法律第 6766 号
2005.5.3 法律第 7554 号
2006.3.3 法律第 7872 号
[全文改正]

第 1 章 総則

第 1 条【目的】この法律は、実用的な考案を保護・奨励し、その利用を図ることにより、技術の発展を促進し、産業発展に寄与することを目的とする。

第 2 条【定義】この法律で使用する用語の定義は、次の通りである。

- 1.“考案”とは、自然法則を利用した技術的思想の創作をいう。
- 2.“登録実用新案”とは、実用新案登録を受けた考案をいう。
- 3.“実施”とは、考案に関する物品を生産・使用・譲渡・貸渡し若しくは輸入する、又はその物品の譲渡若しくは貸渡しの申出(譲渡又は貸渡しのための展示を含む。以下同じ)をする行為をいう。

第 3 条【「特許法」の準用】「特許法」第 3 条乃至第 7 条、第 7 条の 2、第 8 条乃至第 26 条、第 28 条、第 28 条の 2 乃至第 28 条の 5 の規定は実用新案に関してこれを準用する。

第 2 章 実用新案登録要件及び実用新案登録出願

第4条【実用新案登録の要件】

①産業上利用することができる物品の形状・構造又は組合せに関する考案であつて、次の各号のいずれか一つに該当するものを除いては、その考案に対して実用新案登録を受けることができる。

1.実用新案登録出願前に国内又は国外において公知されたか、又は公然に実施された考案

2. 実用新案登録出願前に国内又は国外において、頒布された刊行物に掲載されるか、又は大統領令が定める電気通信回線を通じて公衆が利用することができる考案

②実用新案登録出願前にその考案の属する技術分野における通常の知識を有する者が第1項各号のいずれか一つに規定された考案に基づいてきわめて容易に考案することができるものである場合は、その考案については、第1項の規定にかかわらず、実用新案登録を受けることができない。

③実用新案登録出願した考案が、その実用新案登録出願をした日以前に実用新案登録出願又は特許出願をし、その実用新案登録出願をした後に出願公開されたか、又は登録公告された他の実用新案登録出願又は特許出願の出願書に最初に添付した明細書又は図面に記載された考案又は発明と同一である場合、その考案については、第1項の規定にかかわらず、実用新案登録を受けることができない。但し、その実用新案登録出願の考案者と他の実用新案登録出願の考案者又は特許出願の発明者が同一である場合、又はその実用新案登録出願当時の出願人と他の実用新案登録出願や特許出願の出願人が同一である場合には、この限りではない。

④第3項の規定を適用するにおいて、他の実用新案登録出願又は特許出願が第34条第1項の規定により実用新案登録出願とみなす国際出願又は「特許法」第199条第1項の規定により特許出願とみなす国際出願(第40条第4項又は「特許法」第214条第4項の規定により実用新案登録出願又は特許出願とされる国際出願を含む)である場合には、第3項中“出願公開”は、“出願公開又は「特許協力条約」第21条の規定による国際公開”と、“出願書に最初に添付した明細書又は図面に記載された考案又は発明”は、“国際出願日に提出した国際出願の明細書、請求の範囲又は図面とその出願翻訳文に共に記載された考案又は発明”と読み替える。

第5条【公知等にならない考案とみなす場合】

①実用新案登録を受けることができる権利を有する者の考案が次の各号のいずれか一つに該当する場合には、その日から6月以内に実用新案登録出願をすれば、その実用新案登録出願された考案については、第4条第1項又は第2項の規定を適用するにおいて、第4条第1項各号のいずれか一つに該当しないものとみなす。

1. 実用新案登録を受けることができる権利を有する者によってその考案が第4条第1項各号のいずれか一つに該当するに至った場合。但し、条約又は法律に従って国内又は国外で出願公開されるか、又は登録公告される場合を除く。

2. 実用新案登録を受けることができる権利を有する者の意に反してその考案が第4条第1項各号のいずれか一つに該当するに至った場合

②第1項第1号の規定の適用を受けようとする者は、実用新案登録出願書にその趣旨を記載して出願し、これを証明することができる書類を実用新案登録出願日から30日以内に特許庁長に提出しなければならない。

第6条【実用新案登録を受けることができない考案】 次の各号のいずれか一つに該当する考案に対しては、第4条の規定にかかわらず実用新案登録を受けることができない。

1. 国旗又は勲章と同一か、又は類似した考案

2. 公共の秩序、又は善良なる風俗を紊乱させるか、又は公衆の衛生を害するおそれがある考案

第7条【先出願】

①同一の考案について異なった日に2以上の実用新案登録出願があるときには、先の実用新案登録出願した者のみがその考案について実用新案登録を受けることができる。

②同一の考案について同日に2以上の実用新案登録出願があるときには、実用新案登録出願人間の協議により定められた一人の実用新案登録出願者のみが、その考案について実用新案登録を受けることができる。協議が成立しないか、又は協議をすることができないときには、いずれの実用新案登録出願人もその考案について実用新案登録を受けることができない。

③実用新案登録出願された考案と特許出願された発明が同一のもので、その実用新案登録出願及び特許出願が異なった日に出願されたものであるときには第1項の規定を準用し、その実用新案登録出願と特許出願が同日に出願されたものであるときには第2項の規定を準用する。

④実用新案登録出願又は特許出願が無効・取り下げ又は放棄されたり、拒絶決定や拒絶したという趣旨の審決が確定されたときには、その実用新案登録出願又は特許出願は、第1項乃至第3項の規定を適用するにおいては、初めからなかったものとみなす。但し、第2項後段(第3項の規定によって準用される場合を含む)の規定に該当し、その実用新案登録出願又は特許出願について拒絶決定又は拒絶するという趣旨の審決が確定されたときには、この限りではない。

⑤考案者又は発明者でない者であって実用新案登録を受けることができる権利又は特許を受けることができる権利の承継人でない者が行った実用新案登録出願又は特許出願は、第1項乃至第3項の規定を適用するにおいては、初めからなかったものとみなす。

⑥特許庁長は第 2 項の場合には実用新案登録出願人に期間を定めて協議の結果を申告することを命じ、その期間以内に申告がないときには協議は成立しなかったものとみなす。

第 8 条【実用新案登録出願】

①実用新案登録を受けようとする者は、次の各号の事項を記載した実用新案登録出願書の特許庁長に提出しなければならない。

1.実用新案登録出願人の氏名及び住所(法人である場合はその名称及び営業所の所在地)

2.実用新案登録出願人の代理人が出願する場合は、その代理人の氏名・住所及び営業所の所在地(代理人が特許法人である場合は、その名称、事務所の所在地及び指定された弁理士の氏名)

3.考案の名称

4.考案者の氏名及び住所

②第 1 項の規定による実用新案登録出願書には、次の各号の事項を記載した明細書と図面及び要約書を添付しなければならない。

1.考案の名称

2.図面の簡単な説明

3.考案の詳細な説明

4.実用新案登録請求範囲

③第 2 項第 3 号の規定による考案の詳細な説明は、その考案の属する技術分野における通常の知識を有する者が容易に実施をすることができる程度に、その考案の目的・構成及び効果を記載しなければならない。

④第 2 項第 4 号の規定による実用新案登録請求範囲は、保護を受けようとする事項を記載した項(以下、“請求項”とする)が 1 以上なければならず、その請求項は、次の各号に該当しなければならない。

1.考案の詳細な説明により裏付けられること

2.考案が明確かつ簡潔に記載されること

3.考案の構成になくてもならないことのみ記載されること

⑤第 2 項第 4 号の規定による実用新案登録請求範囲の記載方法に関して必要な事項は、大統領令で定める。

⑥第 2 項の規定による要約書の記載方法等に関し必要な事項は、産業資源部令で定める。

第 9 条【実用新案登録出願の範囲】

①実用新案登録出願は 1 考案を 1 実用新案登録出願とする。但し、一つの総括的考案の概念を形成する 1 群の考案については 1 実用新案登録出願とすることができる。

②第 1 項の規定による 1 実用新案登録出願の要件は、大統領令で定める。

第 10 条【変更出願】

①特許出願人は、その特許出願の出願書に最初に添付した明細書又は図面に記載された事項の範囲内において、その特許出願を実用新案登録出願に変更することができる。但し、その特許出願に関して最初の拒絶決定謄本の送達を受けた日から 30 日が経過したときは実用新案登録出願に変更することができない。

②第 1 項の規定により変更された実用新案登録出願(以下“変更出願”とする)がある場合、その変更出願は特許出願をしたときに実用新案登録出願したものとみなす。但し、その変更出願が次の各号のいずれか一つに該当する場合は、この限りではない。

1.第 4 条第 3 項で規定する他の実用新案登録出願又は「特許法」第 29 条第 3 項で規定する実用新案登録出願に該当して第 4 条第 3 項又は「特許法」第 29 条第 3 項の規定を適用する場合

2.第 5 条第 2 項の規定を適用する場合

3.第 11 条の規定により準用される「特許法」第 54 条第 3 項の規定を適用する場合

4.第 11 条の規定により準用される「特許法」第 55 条第 2 項の規定を適用する場合

③第 1 項の規定により変更出願をする者は、変更出願書にその趣旨及び変更出願の基礎となった特許出願の表示をしなければならない。

④変更出願がある場合には、その特許出願は取り下げられたものとみなす。

⑤第 1 項但し書の規定による 30 日の期間は「特許法」第 15 条第 1 項の規定により同法第 132 条の 3 で規定した期間が延長されたときは、その延長された期間に限って延長されたものとみなす。

⑥変更出願において「特許法」第 54 条の規定による優先権を主張する者は同条第 4 項の規定による書類を同条第 5 項に規定する期間にかかわらず変更出願を行った日から 3 月以内に特許庁長に提出しなければならない。

第 11 条【「特許法」の準用】「特許法」第 33 条乃至第 35 条、第 37 条乃至第 41 条、第 43 条・第 44 条・第 46 条・第 47 条・第 51 条・第 52 条及び第 54 条乃至 56 条の規定は、実用新案登録要件及び実用新案登録出願に関してこれを準用する。

第 3 章 審査

第 12 条【実用新案登録出願審査の請求】

- ①実用新案登録出願に対する審査は請求があるときに限る。
- ②実用新案登録出願があるときは、何人もその日から 3 年以内に特許庁長にその実用新案登録出願に関して出願審査の請求をすることができる。
- ③変更出願又は第 11 条の規定により準用される「特許法」第 52 条第 2 項の規定による分割出願に関しては第 2 項の期間が経過した後でも変更出願を行った日又は分割出願を行った日から 30 日以内に出願審査の請求をすることができる。
- ④出願審査の請求は取り下げることができない。
- ⑤第 2 項又は第 3 項の規定による期間以内に出願審査の請求がないときは、その実用新案登録出願を取り下げたものとみなす。

第 13 条【実用新案登録拒絶決定】第 15 条の規定により準用される「特許法」第 57 条第 1 項の規定による審査官(以下“審査官”とする)は、実用新案登録出願が次の各号のいずれか一つ(以下“拒絶理由”とする)に該当する場合は、その実用新案登録出願について実用新案登録拒絶決定をしなければならない。

- 1.第 4 条、第 6 条、第 7 条第 1 項乃至第 3 項、第 3 条の規定により準用される「特許法」第 25 条又はこの法律第 11 条の規定により準用される「特許法」第 44 条の規定によって実用新案登録を行うことができない場合
- 2.第 11 条の規定により準用される「特許法」第 33 条第 1 項本文の規定による実用新案登録を受けられる権利を持たないか、又は同項但し書の規定によって実用新案登録を受けることができない場合
- 3.条約の規定に違反する場合

4.第 8 条第 3 項乃至第 5 項又は第 9 条で規定される要件を満たしていない場合

5.第 10 条第 1 項の規定による範囲を逸脱した変更出願である場合

6.第 11 条の規定により準用される「特許法」第 47 条第 2 項の規定による範囲を逸脱した補正である場合

7.第 11 条の規定により準用される「特許法」第 52 条第 1 項の規定による範囲を逸脱した分割出願である場合

第 14 条【拒絶理由通知】 審査官は第 13 条の規定により実用新案登録拒絶決定をしようとするときには、その実用新案登録出願人に拒絶理由を通知し、期間を定めて意見書を提出することができる機会を与えなければならない。但し、第 11 条の規定により準用される「特許法」第 47 条第 1 項第 2 号に該当する場合として同法第 51 条第 1 項の規定に従って却下決定をしようとするときは、この限りではない。

第 15 条【「特許法」の準用】 「特許法」第 57 条・第 58 条・第 58 条の 2・第 60 条・第 61 条・第 63 条の 2、第 64 条乃至第 68 条及び第 78 条の規定は、実用新案登録出願の審査・決定に関してこれを準用する。

第 4 章 登録料及び実用新案登録等

第 16 条【登録料】

①第 21 条第 1 項の規定による実用新案権の設定登録を受けようとする者又は実用新案権者は、登録料を納付しなければならない。

②第 1 項の規定による登録料とその納付方法及び納付期間その他必要な事項は、産業資源部令により定める。

第 17 条【手数料】

①実用新案登録に関する手続きを踏む者は手数料を納付しなければならない。

②実用新案登録出願人でない者が出願審査の請求をした後、その実用新案登録出願書に添付した明細書を補正して実用新案登録請求範囲に記載した請求項の数が増加したときは、その増加した請求項に関して納付すべき審査請求料は実用新案登録出願人が納付しなければならない。

③第1項の規定による手数料とその納付方法及び納付期間その他必要な事項は、産業資源部令により定める。

第18条【実用新案登録原簿】

①特許庁長は、特許庁に実用新案登録原簿を備え、次の各号の事項を登録する。

1.実用新案権の設定・移転・消滅・回復又は処分の制限

2.専用実施権又は通常実施権の設定・保存・移転・変更・消滅又は処分の制限

3.実用新案権・専用実施権又は通常実施権を目的とする質権の設定・移転・変更・消滅又は処分の制限

②第1項の規定による実用新案登録原簿は、その全部又は一部を磁気テープ等で作成することができる。

③その他登録事項及び登録手続き等に関して必要な事項は大統領令で定める。

④登録実用新案の明細書及び図面その他大統領令が定める書類は、実用新案登録原簿の一部とみなす。

第19条【実用新案登録証の交付】

①特許庁長は、実用新案権の設定登録を行ったときは、実用新案登録権者に対し、実用新案登録証を交付しなければならない。

②特許庁長は、実用新案登録証が実用新案登録原簿その他の書類と合わないときは申請によって又は職権で実用新案登録証を回収して訂正交付するか、又は新しい実用新案登録証を交付しなければならない。

③特許庁長は、第33条の規定により準用される「特許法」第136条第1項の規定に従った訂正審判の審決が確定されたときは、その審決に従って新しい実用新案登録証を交付しなければならない。

第20条【「特許法」の準用】「特許法」第80条・第81条・第81条の2・第81条の3・第83条及び第84条の規定は、登録料及び実用新案登録に関してこれを準用する。

第5章 実用新案権

第 21 条【実用新案権の設定登録及び登録公告】

- ①実用新案権は、設定登録を行うことにより発生する。
- ②特許庁長は次の各号のいずれか一つに該当する場合には、実用新案権を設定するための登録を行わなければならない。
 - 1.第 16 条第 1 項の規定によって登録料を納付したとき
 - 2.第 20 条の規定により準用される「特許法」第 81 条第 1 項の規定によって登録料を追加納付したとき
 - 3.第 20 条の規定により準用される「特許法」第 81 条の 2 第 2 項の規定によって登録料を補填したとき
 - 4.第 20 条の規定により準用される「特許法」第 81 条の 3 第 1 項の規定によって登録料を追加納付するか、又は補填したとき
 - 5.第 20 条の規定により準用される「特許法」第 83 条第 1 項第 1 号及び第 2 項の規定によってその登録料が免除されたとき
- ③特許庁長は、第 2 項の規定による登録があるときは、その登録実用新案に関して実用新案公報に掲載し登録公告をしなければならない。
- ④第 3 項の規定にかかわらず特許庁長は、第 11 条の規定により準用される「特許法」第 41 条第 1 項の規定によって、秘密に取扱うよう命令された実用新案登録出願に対しては、秘密取扱命令が解除されるときまで第 3 項の規定による登録公告を保留しなければならない。その秘密取扱命令が解除されたときには、遅滞なく登録公告をしなければならない。
- ⑤特許庁長は、第 3 項の規定による登録公告がある日から 3 月間、出願書類及びその付属物を公衆の縦覧に供しなければならない。
- ⑥第 3 項の規定による登録公告に関して、実用新案公報に掲載する事項は大統領令で定める。

第 22 条【実用新案権の存続期間】

- ①実用新案権の存続期間は、第 21 条第 1 項の規定の規定による実用新案権の設定登録を行った日から実用新案登録出願日後 10 年となる日までとする。
- ②第 11 条の規定により準用される「特許法」第 34 条及び第 35 条の規定によって、正当な権利者の実用新案が登録された場合には、第 1 項の実用新案権の存続期間は、無権利者の実用新案登録出願日の翌日から起算する。

第 23 条【実用新案権の効力】 実用新案権者は、業としてその登録実用新案を実施する権利を独占する。但し、その実用新案権に関して第 28 条の規定により準用される「特許法」第 100 条第 1 項の規定により他人に対して専用実施権を設定したときは、同条第 2 項の規定に従い専用実施権者がその登録実用新案を実施する権利を独占する範囲内においては、この限りでない。

第 24 条【実用新案権の効力が及ばない範囲】 実用新案権の効力は、次の各号のいずれか一つに該当する事項には及ばない。

1. 研究又は試験を行うための登録実用新案の実施
2. 国内を通過するに過ぎない船舶・航空機・車両又はこれらに使用する機械・器具・装置その他の物
3. 実用新案登録出願時から国内にある物

第 25 条【他人の登録実用新案等との関係】 実用新案権者・専用実施権者又は通常実施権者は、登録実用新案がその登録実用新案の実用新案登録出願日前に出願された他人の登録実用新案・特許発明若しくは登録デザイン、若しくはこれに類似したデザインを利用するか、又は実用新案権がその登録実用新案の実用新案登録出願日前に出願された他人のデザイン権又は商標権と抵触する場合は、その実用新案権者・特許権者・デザイン権者又は商標権者の許諾を得ずには、自己の登録実用新案を業として実施することができない。

第 26 条【無効審判請求前の実施による通常実施権】

① 次の各号のいずれか一つに該当する者が、実用新案登録又は特許に対する無効審判請求前に、自己の登録実用新案又は特許発明が無効事由に該当することを知らないで、国内において、その考案又は発明の実施事業を行うか、又はその事業の準備をしている場合、その実施又は準備をしている考案又は発明及び事業の目的の範囲内において、その実用新案権について通常実施権を有するか、又は実用新案登録や特許が無効となったときに存在する専用実施権について通常実施権を有する。

1. 同一考案に対する 2 以上の実用新案登録中、一つを無効にした場合の原実用新案権者
2. 登録実用新案と特許発明が同一であり、その特許を無効にした場合の原特許権者
3. 実用新案登録を無効にして同一の考案について正当な権利者に実用新案登録をした場合の原実用新案権者
4. 特許を無効にしてその発明と同一の考案について正当な権利者に実用新案登録をした場合の原特許権者
5. 第 1 号乃至第 4 号の場合において、無効とされた実用新案権又は特許権について無効審判請求のときに既に専用実施権や通常実施権又はその専用実施権に対する通常実施

権を取得し、登録した者。この場合、第 28 条の規定により準用される「特許法」第 118 条第 2 項の規定に該当する者である場合には、登録を要しない。

②第 1 項の規定により通常実施権を有する者は、実用新案権者又は専用実施権者に対価を支払わなければならない。

第 27 条【デザイン権の存続期間満了後の通常実施権】

①実用新案登録出願日前又は実用新案登録出願日と同日に出願され登録されたデザイン権がその実用新案権と抵触する場合、そのデザイン権の存続期間が満了したときは、その原デザイン権者は原デザイン権の範囲内において、その実用新案権又はそのデザイン権の存続期間の満了の際現に存在する専用実施権について通常実施権を有する。

②実用新案登録出願日前又は実用新案登録出願日と同日に出願され登録されたデザイン権がその実用新案権と抵触する場合、そのデザイン権の存続期間が満了するときは、その満了する当時に存在するデザイン権についての専用実施権又はそのデザイン権や専用実施権に関する「デザイン保護法」第 61 条の規定によって準用される「特許法」第 118 条第 1 項の規定による効力がある通常実施権を有する者は、原権利の範囲内で、その実用新案権又はデザイン権の存続期間が満了する当時に存在する専用実施権について通常実施権を有する。

③第 2 項の規定により通常実施権を有する者は、実用新案権者又は専用実施権者に相当の対価を支払わなければならない。

第 28 条【「特許法」の準用】「特許法」第 97 条、第 99 条乃至第 103 条、第 106 条乃至第 111 条、第 111 条の 2、第 112 条乃至第 116 条、第 118 条乃至第 125 条及び第 125 条の 2 の規定は、実用新案権に関してこれを準用する。

第 6 章 実用新案権者の保護

第 29 条【侵害とみなす行為】登録実用新案に関する物品の生産にのみ使用する物を業として生産・譲渡・貸渡し、若しくは輸入するか、又は業としてその物の譲渡若しくは貸渡しの請約をする行為は、実用新案権又は専用実施権を侵害するものとみなす。

第 30 条【「特許法」の準用】「特許法」第 126 条・第 128 条及び第 130 条乃至第 132 条の規定は、実用新案権者の保護に関して、これを準用する。

第 7 章 審判・再審及び訴訟

第 31 条【実用新案登録の無効審判】

①利害関係人又は審査官は、実用新案登録が次の各号のいずれか一つに該当する場合には、無効審判を請求することができる。この場合、実用新案登録請求範囲の請求項が 2 以上であるときには請求項ごとに請求することができる。但し、実用新案権の設定登録がある日から登録公告日後 3 月以内に何人も次の各号(第 5 号を除外する)のいずれか一つに該当するという理由で無効審判を請求することができる。

1.第 4 条、第 6 条、第 7 条第 1 項乃至第 3 項、第 8 条第 3 項・第 4 項又は第 3 条の規定によって準用される「特許法」第 25 条の各規定に違反する場合

2.実用新案登録後、その実用新案権者が第 3 条の規定により準用される「特許法」第 25 条の規定により実用新案権を享有することができない者となるか、又はその実用新案登録が条約に違反する事由が発生した場合

3.条約の規定に違反して実用新案登録を受けることができない場合

4.第 10 条第 1 項の規定による範囲を逸脱した変更出願である場合

5.第 11 条の規定により準用される「特許法」第 33 条第 1 項本文の規定による実用新案登録を受けることができる権利を有さないか、又は同法第 44 条の規定に違反する場合

6.第 11 条の規定により準用される「特許法」第 33 条第 1 項但し書の規定によって実用新案登録を受けることができない場合

7.第 11 条の規定により準用される「特許法」第 47 条第 2 項の規定による範囲を逸脱した補正である場合

8.第 11 条の規定により準用される「特許法」第 52 条第 1 項の規定による範囲を逸脱した分割出願である場合

②第 1 項の規定による審判は、実用新案権が消滅した後でも、これを請求することができる。

③実用新案登録を無効とするという審判が確定したときは、その実用新案権は初めから存在しなかったものとみなす。但し、第 1 項第 2 号の規定により実用新案登録を無効とするという審判が確定したときは、実用新案権は、その実用新案登録が同号に該当するに至ったときからなかったものとみなす。

④審判長は、第 1 項の審判の請求があるときには、その趣旨をその実用新案権の専用実施権者、その他実用新案登録に関して登録をした権利を有する者に通知しなければならない。

第 32 条【通常実施権の許与の審判】

① 実用新案権者・専用実施権者又は通常実施権者は、その登録実用新案が第 25 条の規定に該当して実施の許諾を受けようとする場合に、その他人が正当な理由なしに許諾しないか、又はその他人の許諾を受けることができないときは、自己の登録実用新案の実施に必要な範囲内で通常実施権の許与の審判を請求することができる。

② 第 1 項の規定による請求がある場合は、その登録実用新案が、その登録実用新案の出願日前に出願された他人の登録実用新案又は特許発明に比べて相当の経済的価値があり、重要な技術的進歩をもたらすものでない限り、通常実施権の許与をしてはならない。

③ 第 1 項の審判により通常実施権を許与した者が通常実施権の許与を受ける者の登録実用新案の実施を必要とする場合、通常実施権の許与を受けた者が実施を許諾しないか、又は実施の許諾を受けることができないときは、通常実施権の許与を受けて実施しようとする登録実用新案の範囲内で通常実施権許与の審判を請求することができる。

④ 第 1 項及び第 3 項の規定による通常実施権者は、実用新案権者・特許権者・デザイン権者又はその専用実施権者に対して対価を支払わなければならない。但し、自己が責任を負うことができない事由により支払うことができないときは、その対価を供託しなければならない。

⑤ 第 4 項の規定による通常実施権者は、その対価を支払わないか、又は供託をしない場合、その登録実用新案・特許発明又は登録デザインやそれに類似したデザインを実施することができない。

第 33 条【「特許法」の準用】「特許法」第 132 条の 3、第 133 条の 2、第 135 条乃至第 137 条、第 139 条、第 140 条、第 140 の 2、第 141 条乃至第 153 条、第 153 条の 2、第 154 条乃至第 166 条、第 170 条乃至第 176 条、第 178 条乃至第 188 条、第 188 条の 2、第 189 条乃至第 191 条及び第 191 の 2 の規定は、実用新案に関する審判・再審及び訴訟に関して、これを準用する。

第 8 章「特許協力条約」による国際出願

第 34 条【国際出願による実用新案登録出願】

① 「特許協力条約」により国際出願日が認定された国際出願であつて、実用新案登録を受けるために大韓民国を指定国として指定した国際出願は、その国際出願日に出願された実用新案登録出願とみなす。

② 第 1 項の規定による実用新案登録出願としてみなす国際出願(以下、“国際実用新案登録出願”とする)については、第 11 条にの規定により準用される「特許法」第 54 条の規定はこれを適用しない。

第 35 条【国際実用新案登録出願の翻訳文】

①国際実用新案登録出願を外国語で出願した出願人は、「特許協力条約」第2条(xi)の優先日(以下、“優先日”とする)から2年7月(以下、“国内書面提出期間”とする)以内に、国際出願日に提出した明細書、請求の範囲、図面(図面中の説明部分に限る)及び要約書の国語翻訳文を、特許庁長に提出しなければならない。但し、国際実用新案登録出願を外国語で出願した出願人が「特許協力条約」第19条(1)の規定により請求の範囲に関する補正を行ったときは、国際出願日に提出した請求の範囲に対する国語翻訳文を補正後の請求の範囲に対する国語翻訳文に替えて提出することができる。

②国内書面提出期間内に第1項の規定による明細書及び請求の範囲の国語翻訳文の提出がない場合は、その国際実用新案登録出願は、取り下げられたものとみなす。

③第1項の規定によって国語翻訳文を提出した出願人は、国内書面提出期間内に、その国語翻訳文に替えて、新しい国語翻訳文を提出することができる。但し、出願人が出願審査の請求を行った後は、この限りでない。

④国際出願日に提出された国際実用新案登録出願の明細書や請求の範囲に記載された事項及び図面中の説明部分であって、国内書面提出期間(その期間内に)出願人が出願審査の請求をしたときは、その請求日をいい、以下“基準日”とする)内に提出され第1項又は第3項の規定による国語翻訳文(以下“出願翻訳文”とする)に記載されていないものは、国際出願日に提出された国際実用新案登録出願の明細書及び請求の範囲に記載されていなかったものとみなすか、又は図面中の説明がなかったものとみなす。

⑤国際実用新案登録出願の国際出願日の出願書は、第8条第1項の規定により提出された出願書とみなす。

⑥国際実用新案登録出願の明細書、請求の範囲、図面及び要約書の出願翻訳文(国語で出願された国際実用新案登録出願の場合は、国際出願日に提出された明細書、請求の範囲、図面及び要約書)は、第8条第2項の規定により提出された明細書・図面及び要約書とみなす。

⑦第41条の規定により準用される「特許法」第204条第1項及び第2項の規定は、第1項但し書の規定によって補正後の請求の範囲の国語翻訳文を提出する場合は、これを適用しない。

⑧第1項但し書の規定により補正後の請求の範囲についての国語翻訳文のみを提出する場合は、国際出願日に提出した請求の範囲はこれを認めない。

第36条【図面の提出】

①国際実用新案登録出願の出願人は国際出願日に提出した国際出願が図面を含まない場合は、基準日までに図面(図面に関する簡単な説明を含む)を特許庁長に提出しなければならない。

②特許庁長は基準日までに第1項の規定による図面の提出がないときは、国際実用新案登録出願の出願人に期間を定めて図面の提出を命じることができる。基準日までに第35条第1項又は第3項の規定による図面の国語翻訳文の提出がないときも同様とする。

③特許庁長は第2項の規定により、図面の提出命令を受けた者がその指定された期間内に図面を提出しないときには、その国際実用新案登録出願を無効とすることができる。

④第1項又は第2項の規定により提出された図面及び図面の国語翻訳文は第11条の規定により準用される「特許法」第47条第1項の規定による補正とみなす。この場合、「特許法」第47条第1項の補正期間は、図面の提出にこれを適用しない。

第37条【変更出願時期の制限】「特許法」第199条第2項の規定より国際出願日に出願された特許出願とみなす国際出願を基礎にして実用新案登録出願として変更出願をする場合は、第10条第1項の規定にかかわらず、「特許法」第82条第1項の規定による手数料を納付して同法第201条第1項の規定による国語翻訳文(国語で出願された国際特許出願の場合を除く)を提出した後(「特許法」第214条第4項の規定によって国際出願日として認定することができた日に出願されたものとみなす国際出願を基礎にする場合には同項の規定による決定があった後)でない場合は、これを行うことができない。

第38条【出願審査請求時期の制限】国際実用新案登録出願の出願人は、第35条第1項の規定による手続き(国語で出願された国際実用新案登録出願の場合を除く)を踏み、第17条第1項の規定による手数料を納付した後でないか、又は国際実用新案登録出願の出願人でない者は、第35条第1項において規定した期間を経過した後でない場合は、第12条第2項の規定にかかわらずその国際実用新案登録出願に関して出願審査の請求を行うことができない。

第39条【実用新案登録の無効審判の特例】外国語で出願された国際実用新案登録出願の実用新案登録については、第31条第1項各号の規定による場合以外に、考案が次の各号のいずれか一つに該当しないという理由で、実用新案登録の無効審判を請求することができる。

- 1.国際出願日に提出された国際出願の明細書、請求の範囲又は図面(図面中の説明部分に限る)とその出願翻訳文に共に記載されている考案
- 2.国際出願日に提出された国際出願の図面(図面中の説明部分を除く)に記載されている考案

第40条【決定により実用新案登録出願となる国際出願】

①国際出願の出願人は、「特許協力条約」第4条(1)(ii)の指定国に大韓民国を含む国際出願(実用新案登録出願に限る)が同条約第2条(xv)の受理官庁によって同条約第25条(1)(a)で規定する拒否や同条(1)(a)又は(b)で規定する宣言となるか、又は国際事務局によって同条(1)(a)に規定する認定となったときには、産業資源部令が定める期間内に産

業資源部令が定めるところに従って、特許庁長に同条(2)(a)で規定した決定をしてくれるように申請をすることができる。

②第1項の規定による申請をする者がその申請を行うときは、明細書、請求の範囲又は図面(図面中の説明部分に限る)、その他産業資源部令で定める国際出願に関する書類の国語翻訳文を特許庁長に提出しなければならない。

③特許庁長は、第1項の規定による申請があるときは、その申請に関する拒否・宣言又は認定が「特許協力条約」及び同条約規則の規定に従って正当であるか否かの決定をしなければならない。

④特許庁長は、第3項の規定により拒否・宣言又は認定が「特許協力条約」及び同条約規則の規定に従って正当でないという決定をしたときは、その決定に関する国際出願は、拒否・宣言又は認定がなかった場合、国際出願日と認められた日に出願された実用新案登録出願とみなす。

⑤第34条第2項、第35条第4項乃至第8項、第38条、第39条、第41条の規定により準用される「特許法」第200条、第202条第1項・第2項及び第208条の規定は、第4項の規定によって実用新案登録出願となる国際出願についてこれを準用する。

⑥第4項の規定により実用新案登録出願となる国際出願に関する出願公開に関しては、第15条の規定により準用される「特許法」第64条第1項中“特許出願日”は“第35条第1項の優先日”と読み替える。

第41条【「特許法」の準用】「特許法」第192条乃至第198条、198条の2、第200条、第202条乃至208条及び第211条の規定は、国際実用新案登録出願に関してこれを準用する。

第9章 補則

第42条【実用新案公報】

①特許庁長は、実用新案公報を発行しなければならない。

②実用新案公報は産業資源部令で定めるところにより、電子的媒体で発行することができる。

③特許庁長は、電子的媒体で実用新案公報を発行する場合は、情報通信網を活用して実用新案公報の発行事実・主要目録及び公示送達に関する事項を知らせなければならない。

第 43 条【専門機関等の役・職員に対する公務員擬制】 第 15 条の規定により準用される「特許法」第 58 条第 1 項の規定による専門機関又は第 44 条の規定により準用される「特許法」第 217 条の 2 第 3 項の規定による特許文書電子化機関の役員・職員又はその職にあった者は、第 49 条の規定を適用するにおいて、特許庁職員又はその職にあった者とみなす。

第 44 条【「特許法」の準用】「特許法」第 215 条、第 215 条の 2、第 216 条、第 217 条、第 217 条の 2、第 218 条乃至第 220 条、第 222 条乃至第 224 条及び第 224 の 2 の規定は、実用新案に関してこれを準用する。

第 10 章 罰 則

第 45 条【侵害罪】

①実用新案権又は専用実施権を侵害した者は、7 年以下の懲役又は 1 億ウォン以下の罰金に処する。

②第 1 項の罪は、告訴があれば公訴を提起することができる。

第 46 条【偽証罪】

①第 33 条及び「特許法」第 157 条第 2 項の規定により準用される「民事訴訟法」の規定に従って宣誓した証人・鑑定人又は通訳人が特許審判院に対して虚偽の陳述・鑑定又は通訳を行ったときは、5 年以下の懲役又は 1 千万ウォン以下の罰金に処する。

②第 1 項の規定による罪を犯した者がその事件の審決の確定前に自首したときは、その刑を減輕、又は免除することができる。

第 47 条【虚偽表示の罪】 第 44 条の規定により準用される「特許法」第 224 条第 1 号乃至第 3 号の規定に違反した者は、3 年以下の懲役又は 2 千万ウォン以下の罰金に処する。

第 48 条【詐偽行為の罪】 詐偽、その他の不正な行為により実用新案登録又は審決を受けた者は 3 年以下の懲役又は 2 千万ウォン以下の罰金に処す。

第 49 条【秘密漏洩の罪等】 特許庁又は特許審判院の職員又はその職にあった者がその職務上知ることになった実用新案登録出願中の考案に関して秘密を漏らしすか、又は盗用したときは、2 年以下の懲役又は 3 百万ウォン以下の罰金に処する。

第 50 条【両罰規定】 法人の代表者や法人又は個人の代理人・使用人その他の従業員が、その法人又は個人の業務について、第 45 条第 1 項・第 47 条又は第 48 条の違反行為を

行ったときは、行為者を罰するほか、その法人に対しては次の各号のいずれか一つに該当する罰金刑を、その個人に対しては各該当条の罰金刑を科する。

1.第 45 条第 1 項の場合:3 億ウォン以下の罰金

2.第 47 条又は第 48 条の場合:6 千万ウォン以下の罰金

第 51 条【没収等】

①第 45 条第 1 項に該当する侵害行為を組成した物品、又はその侵害行為により生じた物品は、これを没収するか、又は被害者の請求によりその物品を被害者に交付することを宣告することができる。

②被害者は、第 1 項の規定による物品の交付を受けた場合には、その物品の価額を超える損害の額に限り、賠償を請求することができる。

第 52 条【過料】

①次の各号のいずれか一つに該当する者は、50 万ウォン以下の過料に処する。

1.「民事訴訟法」第 299 条第 2 項及び同法第 367 条の規定により宣誓した者であって特許審判院に対し虚偽の陳述をした者

2.特許審判院から証拠調査又は証拠保全に関して、書類その他の物品の提出又は提示を命じられた者であって正当な理由なくその命令に応じなかった者

3.特許審判院から証人・鑑定人又は通訳人として召喚を受けた者であって正当な理由なく召喚に応じないか、又は宣誓・陳述・証言・鑑定又は通訳を拒否した者

②第 1 項の規定による過料は、大統領令で定めるところにより特許庁長が賦課・徴収する。

③第 2 項の規定による過料の処分に不服がある者は、その処分を告知された日から 30 日以内に特許庁長に異議を提起することができる。

④第 2 項の規定による過料の処分を受けた者が、第 3 項の規定による異議を提起したときは、特許庁長は、遅滞なく管轄法院にその事実を通報しなければならず、その通報を受けた管轄法院は、「非訟事件手続法」による過料の裁判を行う。

⑤第 3 項の規定による期間内に異議を提起せず過料を納付しないときは、国税滞納処分の例に従ってこれを徴収する。

附 則<1998.9.23>

第1条【施行日】この法律は、1999年7月1日から施行する。ただし、第4条に準用している特許法第28条の2乃至第28条の5の規定は1999年1月1日から適用し、この法第59条第6項の中の韓国語によって出願された国際実用新案登録出願の明細書・請求の範囲・図面及び要約書の効力についての規定、第65条第1項の中の韓国語によって出願された国際実用新案登録出願に対する翻訳文提出免除に係る規定、第72条に準用している特許法第210条の中の韓国語によって出願された国際特許出願に対する翻訳文提出免除に係る規定と、第72条に準用している特許法第193条第1項及び同法第198条の2の規定は、特許協力条約第16条(3)(b)の規定により、大韓民国政府が国際調査機関の選定と関連して、国際事務局と締結する協定が発効される日から適用する。

第2条【一般的経過措置】この法律施行当時、従前の規定により出願された実用新案登録出願及び同実用新案登録出願についての審査、実用新案登録、実用新案権、実用新案登録異議の申立て、審判、再審及び訴訟は、従前の規定による。

第3条【電子文書による実用新案関連手続の処理に係る適用例】第4条に準用している特許法第28条の3乃至第28条の5、及びこの法律第77条に準用する特許法第217条の2第5項の規定は、1999年1月1日以後最初に出願される実用新案登録出願から適用する。

第4条【実用新案登録要件についての適用例】第5条第3項の規定はこの法律の施行後に実用新案登録出願した考案(以下、この条では“後出願考案”という)が、この法律施行前に実用新案登録出願をして、後出願考案の出願日後に出願公開された実用新案登録出願の出願書に添付した明細書、又は図面に記載された考案と同じ場合にもこれを適用する。

第5条【従前の実用新案登録出願に係わる新法適用の特例】

①附則第2条の規定にかかわらず、この法律の施行当時に特許庁に係属中である実用新案登録出願(この法律施行日現在、当該実用新案登録出願の出願日から6年を経過した出願を除く)について、出願人の申請がある場合、当該実用新案登録出願についてはこの法律の規定を適用する。

②第1項の規定により、この法律の適用を受けるために申請をしようとする者は、この法律の施行日から1年以内に産業資源部令によって定められたことにより、特許庁長に申請書を提出しなければならない。ただし、従前の第36条第1項又は従前の第44条第4項の規定により、実用新案登録出願とみなされた国際出願に対するこの法律の適用の申請は、申請当時に従前の第37条第1項及び従前の第38条の規定により翻訳文及び書面を提出し、従前の第17条第1項の規定により手数料を納付した場合に限る。

③第1項の規定により、この法律が適用されることになった実用新案登録出願は、当初の実用新案登録出願の出願日に出願されたものとみなし、当初の実用新案登録出願は第1項の規定により申請日に取り下げられたものとみなす。

④第 1 項の規定により、この法律が適用されることになった実用新案登録出願の出願書に添付した明細書・図面又は要約書の補正は、第 13 条第 1 項のただし書の規定にかかわらず、第 2 項の規定により申請書を提出した日から第 13 条第 1 項のただし書の規定により産業資源部令において定められた期間内にこれを行うことができる。

第 6 条【他の法律の改正】

①発明振興法の中で、次の通りに改正する。第 14 条の中で、“実用新案法第 11 条”とあるのは“実用新案法第 20 条”とする。

②法源組織法の中で、次の通りに改正する。第 28 条の 4 第 1 号及び第 54 条の 2 第 2 項の中で、“実用新案法第 35 条”とあるのは、其々“実用新案法第 55 条”とする。

附 則<2001.2.3>

①【**施行日**】 この法律は、2001 年 7 月 1 日から施行する。ただし、第 10 条、第 19 条第 1 項、第 28 条の 2 の中で、特許法第 141 条及び第 142 条についての部分、第 31 条第 2 項・第 3 項、第 77 条に準用している特許法第 217 条第 1 項のただし書及び第 83 条の改正規定は、公布した日から施行する。

②【**実用新案登録要件についての適用例**】 第 5 条第 1 項第 2 号及び第 6 条第 1 項第 1 号他目の改定規定はこの法律施行後に最初に出願する実用新案登録出願から適用する。

③【**一般的経過措置**】 この法律施行当時、従前の規定により提出された実用新案登録出願についての基礎的要件審査・実用新案登録・実用新案権・実用新案登録異議の申立て・審判・再審及び訴訟は、従前の規定による。ただし、次の各号の一に該当する場合にはこの限りではない。

1.実用新案技術評価をするにおいては、第 27 条第 4 項の改正規定に準用している特許法第 77 条第 3 項を適用する。この場合、同法同条同項に準用している同法第 136 条第 9 項に限りこれを適用する。

2.技術評価請求書を却下するにおいては、第 28 条の 2 の改定規定に準用している特許法第 141 条を適用する。

3.登録料の追納により実用新案権を遡及して存続擬制するにおいては、第 29 条の 3 の改正規定を適用する。

4. 実用新案登録異議の申立てをするにおいては、第 48 条に準用している特許法第 77 条第 3 項を適用する。この場合、同法同条同項に準用している同法第 136 条第 9 項に限りこれを適用する。

5. 実用新案登録の無効審判を請求するにおいては、第 49 条の 2 第 1 項乃至第 3 項の改定規定、同条第 4 項の改定規定に準用している第 51 条第 2 項乃至第 4 項・第 6 項乃至第 10 項及び第 55 条第 1 項・第 2 項・第 5 項を其々適用する。

附則<2002.1.26>

第 1 条（施行日）この法律は 2005 年 9 月 1 日から施行する。

附則<2002.12.11>

①【施行日】この法律は、公布後 5 月が経過した日から施行する。ただし、第 59 条第 1 項の改定規定は公布後 3 月が経過した日から施行する。

②【実用新案技術評価の処理に係る適用例】第 28 条の 2 の改定規定は、この法律施行後に最初に申請される実用新案技術評価から適用する。

③【国際実用新案登録出願の国内書面提出期間についての経過措置】この法律の施行当時、国内書名提出期間が経過した国際実用新案登録出願については、第 59 条第 1 項の改定規定にかかわらず、従前の規定を適用する。

附則<7872 号、2006.3.3>

第 1 条【施行日】この法律は、2006 年 10 月 1 日から施行する。但し、第 5 条、第 7 条第 4 項但し書、第 52 条の改正規定及び附則第 3 条但し書の規定は公布した日から施行する。

第 2 条【実用新案登録要件等に関する適用例】 第 4 条第 1 項第 1 号、第 5 第 1 項及び第 7 条第 4 項の改正規定はそれぞれ同規定の施行後最初に出願する実用新案登録出願から適用する。

第 3 条【一般的経過措置】 この法律施行当時、従前の規定により提出された実用新案登録出願及び実用新案登録出願に関する審査、実用新案登録、実用新案権、審判、再審及び訴訟は、従前の規定による。但し、次の各号のいずれか一つに該当する場合は、この限りでない。

1. 実用新案技術評価をするにおいては、従前の第 27 条第 4 項で準用する「特許法」第 77 条第 3 項の規定を適用する。

2. 実用新案登録異議申立てを行うことにおいては、従前の第 48 条で準用する「特許法」第 77 条第 3 項の規定を適用する。

第 4 条【実用新案登録異議申立てに関する経過措置】 2007 年 6 月 30 日までの実用新案登録異議申立てに関しては従前の規定を適用する。

第 5 条【他の法律の改正】

① 法院組織法一部を次の通り改正する。

第 28 条の 4 第 1 号及び第 54 条の 2 第 2 項中“実用新案法 第 55 条”をそれぞれ“「実用新案法」第 33 条”とする。

② 技術移転促進法一部を次の通り改正する。

第 15 条第 2 項本文中“実用新案法 第 34 条”を「実用新案法」第 20 条”とする。